

産業厚生常任委員会会議録

[平成26年 8月 1日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年 8月 1日
午後 1時00分 開会
午後 3時00分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	印 部 久 信
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	木 場 徹
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	小 川 浩 子
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市長公室長	土 井 本 環
健康福祉部長	馬 部 総 一 郎
健康福祉部健康課長	小 西 正 文

Ⅱ. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 3
 - ① 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について（ゆーぷる）…………… 3

Ⅲ. 会議録

産業厚生常任委員会

平成26年 8月 1日(金)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 3時00分)

○印部久信委員長 それでは、ただいまより産業厚生常任委員会を開催いたします。第56回臨時会において、当委員会に付託された議案について、審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りいたします。

付託案件については本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

1. 付託案件

① 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について(ゆーふる)

○印部久信委員長 それでは、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について(ゆーふる)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私のほうからは3点ばかり、ちょっと確認させていただきたい点がありますので質問させていただきます。

まず、ゆーふるが市内の市民に対して回数券というか前売りチケット100枚つづり、4万2,000円で販売しとるというような、私もそういうようなことを聞いておるのやけど、実際、あの3月、4月でそういう回数券というかチケットを幾ら販売されておられますか。まず、お尋ねをいたします。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬部総一郎) 特売ということで4月1日から10日までの間に販売してるんですが、その分が1,239万5,800円でございます。そのうち、7月22日まで営業しておったんですが、そこまでで30%回収をしているというふう聞いており

ます。

それからあと、随時販売している回数券があるんですが、その分については、合計で281万3,400円を販売しているというふうに聞いております。この部分については、回数状況を把握してないということですので、あと幾ら残っているかについては、ちょっとはつきりわからないのが現状でございます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 要は、市内の利用者に対して1,500万ぐらいの利用券という回数券を販売されとると。それで、そのうちの30%を回収したというようなお話やけど、ということは、まだ市民の多くの方々が1,000万以上のそういうようなチケットを保持しとると。この利用は今後、指定管理が移行されたときにも利用できるのか、お尋ねをいたします。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） その件につきましては、次期指定管理候補者でありますかいげつさんより、市民の方に迷惑をかけないということで、指定期間中、平成30年3月末までにおいて指定期間を定めておりますけども、この有効期限が、特売券につきましては26年度の初めに販売してますので、27年3月末になっておりまして、それにつきましては、かいげつさんの御厚意によりまして、使用していただいてもよろしいということで提示を受けております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、かいげつさんに対してそういうふうな市民の利用するために1,000万円以上かぶらせとるというような、今の答弁なんやけんど。私はこれ、指定管理料というか、3年間でこれ、410万円で1,200万ちょっとというような、これ出てましたわね。ということは、結局、1,000万円以上のそういうやつをかいげつさんに押しつけたような格好になつとるんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 決して、押しつけたということではございませんで、こちらから打診をさせていただいたわけですけども、そのときの話の中で、こちらの要望

といたしますか、そういった話をさせていただいて、オーケーをいただいたということでございます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これは非常にかいげつさんにとっては厳しい条件で受けたような感覚を持つとんのやけど、要は、チケットというか市民が買うとる、そういう回数券は利用できるということは、もう間違いないんやね。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 一応、内諾は得ておりますが、間違いないと思っておりますが、私のほうが断言することでなしに、かいげつさんがその場で、行動で示していただけるといふふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 次に、従業員やけどね。まず、午前中の同僚議員からのやつだったら、従業員というやつの一部、それなりに辞退するようなお話も聞いたんのやけど、私とすれば当然、アクアプロの従業員はもう、それは当然、首切ってもうて結構やと思うんです。私もアクアプロの店長自身、他府県の人やし、これはもうやめてもろうて結構なんやけど、市内で、あそこでそれなりの所得というか雇用の場を確保されとる方々で、希望する人は全員継続で雇用していただけるというようなことを、私はお願いしたいのやけど、その辺はかいげつさんはどのようなことを。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） その件につきましても、従業員の雇用確保については最優先で考えるということで、返事をいただいています。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 この指定管理の要項を見とったって、市内の人を最優先で採用するようなことも記載されとので、それはもう、相手さん方を信用してやっていただきたいという思いがあるんです。

それともう1点、今ちょうど海水浴客のお客さんが多数、海水浴の後の入浴というか、そういう施設利用をされておるわけですね。当然今、ゆーぷるさんが閉館状態にあるもんやから、市内の、私が行つとるような西淡の施設なんかでも、ほんま、4時代5時代来たたら、芋を洗うぐらい、そういう海水浴客なり、ゆーぷるさんを利用したい方がお見えになつとんのやけんど。これはもう一刻も早いこと、私とすれば、やはり南淡エリア、福良にもお風呂がないような状況で放置するというのは、私は非常にまずいと思うんよな。

だから、このゆーぷるの開業というか、今、閉めとんのやけんど、これはいつからオープンしていただけるんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今回の議会で議決をいただいて、次の日から指定というように形で考えております。それで、議決をいただきましたら、盆までに再開したいということでお伝えしております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 盆まで言うたって、盆までやけんど、できるだけ、一刻も早い、施設利用者に対して迷惑かけらんようにオープンしていただきたいということを、市当局からもかいげつさんに、そういう要請はしていただきたいと思うのやけんど、いかがですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今、課長が盆までにと申しましたが、こちらも、恐らくかいげつさんも、できるだけ早いことと思ってると思います。ただ、やはり引き継ぎがございまして、その辺の調整が何日かかるかというのがはっきりわかりませんので、はっきりと何日ぐらいとは申し上げられませんが、できるだけ早く営業を開始していただくように、こちらからも働きかけたいと思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 要は、こういう施設はほんまに市内の方が憩いの場なり、健康増進施設で利用しとる施設よ。閉館される、非常にアクアプロ、今回、私も降って湧いたようなことで、私もそういう市内業者さんからもそういうお声がけを早くからいただいた上

で、何でかいなというような思いがあんのやけん。今後の運営に対し、かいげつさんが継続して、今回3年間というか、後の残りのことをやる上で、この1千何百万というようなやつを相手方に泣いてもらうということなんですかね。

これは私もちょっと、次の指定管理者にそういうことを押しつけることによって、反対にまたゆーぶるの利用者の、そのあたりの利用客が何らかの感じで、この1,000万円を押しつけられとったら。例えばシャンプーの質が落ちるとか、施設利用に対し、何らかのサービスが低下せえへんかいなという思いがあるのよ、実際の話が。実際、ゆーぶるを利用しとると、それで、指定管理料でも上げたってないような状況で行とったら、例えば、シャンプーとか石けんとか、そういうやつのコストを下げ、その1,000万円回収せえへんかいなというような思いがあんねけん。そこらが、私がちょっと心配しとるところで。

これはかいげつさんに対して、要は負債というか、出発するところからチケット1,000万から泣かせておるような状況にあるもんやさかい、この1,000万を回収しようかと思うたら、サービスが落ちひんかなとか。例えば、シャンプーの質が、1,000円しよるやつが500円のシャンプーにならへんかとか、例えば、コストということで利用者のサービスが低下せえへんかという心配があんねけん。そのあたりは大丈夫ですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） はっきりとどうなるか、ちょっと今のところはわかりませんが、かいげつさんの御厚意といたしますか、かいげつさんもその3年余りの期間で、ことしに限って言うと、なかなか収益を上げるというのは難しい状況であるかなと思いますが、その指定管理期間中でその辺についてはクリアできるというような御判断でのことだというふうに思っております。

○谷口博文副委員長 わかりました。私はこの辺で終わります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 関連で。27年3月末で特売したものについては、課長はそういう、責任を持って市民の方に迷惑をかけないということを言われたんですけども、それ以後にも発売してると思うんですわね。その分についてはどうなんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 7月8日以降につきましては、一般回数券ですけど、販売はしていません。御迷惑はかけられないということで販売をストップしております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この店を閉めたということで、うち、6件ぐらい電話がありまして、その内容というのは、回数券を買ってる方なんです。これは、阿部さん、何け、これはもうどないなんので、つぶれてこれ、パーになるのけというような話があって、いやいや、そんなことないですよと、また新しい業者がやったら、きょう、そういう臨時議会があって委員会もあると、これは十分、また執行部のほうへそういう話は聞いて、なるべくそんなことのないような対応をしてほしいという答えを出しとるんですけどね。

今回、はっきり言うて、さっきも確認とったけども、条例違反やと言う人もおるし、いや、条例違反でないと、これは執行部が責任持って答弁された。それで今回のことは、これはやはり、言うても市にも先見性がなかったということも言えるわけやな。前にアクアプロとかいげつさん、かいげつさんが次点になったということで、今回、繰り上げみたいになっとなんねんけども。結局、かいげつさんに選択しとったら、こういう事件がなかったということなんですよ。

ですから、くどいようですけども、先ほど、谷口副委員長が言われとった、従業員の確保、これ、我々が言えるのはこれはもう、議決したらしまいやからね。きょう、今後、そりゃ多少のことは言えても。これやっぱり、一旦、指定管理しますと、これはもう内政干渉、余りなことは言われへんし、やっぱり経営者は経営者としていろいろな従業員の確保とかもされど思いますけども、現状では従業員をそのまま雇用していく、そして、今、くどいようですけど回数券については全面的に、私らに言わせたら、そりゃ、かいげつさんが全部持ってくれるというのはありがたいんやけどね。市にもやっぱり、多少の責任があると私は思うんです。

要は、そういう面で、従業員の確保と回数券のそういうことを一般市民に迷惑かけないということ、いま一度、ひとつ御答弁願いたいと思います。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今言われましたことにつきましては、打診をした際に、その辺のことについてはお話をしております。それで、かいげつさんのほうについても、それについては理解をさせていただいているということですので、その心配はないのかなというふうに思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 最後です。我々も、こういうことは議決前にそういう話をせんことには、これはもう終わってしもうたら、あない言うたけどあかなんだというような話では、これはぐあい悪いんで、やっぱり、一番私が心配しとるのは回数券、それと従業員。やっぱり地元からも大勢雇用されてやっていますのでね。けどそれは、従業員についてはまた、経営者がかわって、できの悪い者もおればいろいろあって、これはまた、そんなことは経営者が判断することであってね。現時点では、今言いよったような形でひとつ、再度、その点について御答弁願います。これで終わります。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 繰り返しになりますが、そういうふうにはできるというふうには思っております。ただ、従業員の方については、こちらとしてはできるだけそのままという話を一番最初に、お願いしたいということで話をさせていただきましたが、ただ、本人さんが希望する、希望しないということはありますので、最終的に何人の方が残られるかというのは、まだはっきりわかっておりませんので、その辺については御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 今回、こういうことで市民の方に多大な迷惑をかけたわけですが、この指定管理制度を1年半前に実施して、こういう結果になったと、この反省の中で、今後こういうことが起こらないような防止策といえますか、改善策、その辺はどんな考えですかね。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） さきの総務委員会にもそういう話が出たんですが、早速、市長名で検討委員会の委員長、副市長ですが、宛に通知をいただいております。近々に、指定管理者検討委員会の委員と、もう一つは、委員でないところの部課長、いわゆる指定管理をしている担当を呼んで、リスクを出し合いして、どういうケースが、どういうことがリスクになるのかというところを全部出し合いして、その対策をずっと詰めていきたいなということで、近々にそうした会議を招集して、やっていきたいなというふうに思っ

おります。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 内部でそういう検討をされるのもええんですけども、外部からの目と
いうか、そういう委員といますか、そういう方にアドバイスなり、そういうことを願
いすると、そういうお考えはあるんですか。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今回のことも顧問弁護士にいろいろ相談して、その対応
についていただいておりますので、それ以外で何か委員会をつくってやるということに
なれば、附属機関になりますので、条例が必要になってくると。今後、リスクマネジメン
トというところについて、この指定管理者だけでないので、そうした大きな枠の部分につ
いても今後、どうすべきかなというところで、そうした対応策ができるような組織も必要
かなと、そうした場合には、おっしゃられるようなことも必要でないかなという気はして
おります。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それから、先ほどの話ですと、盆ぐらいには再開したいというような
話だったと思うんですけども、再開の折には、広く市内の利用者に、今までの、今回のお
わびと今後の方針といますか、そういうチラシとか、そういうもので啓蒙するというよ
うな考えはありますか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだそこまでちょっと考えておりませんでした、一
度検討してみたいと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ぜひ、その辺を考えていただいて、この南あわじ市の信用が失墜しと
るんですから、ここで挽回するような方策と、そういう啓蒙といますか、周知徹底、そ
れが必要でないかと思っておりますので、その辺を考えていただきたいということで、終わっ

ておきます。

○印部久信委員長 ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員 かいげつから指定管理候補者の選定に関する資料というのが別冊で参考資料として出ておりますけれども、そこで今出てたリスクへの対応ということで、22ページにいろいろ不可抗力、損害賠償の責任等々書かれております。それで、ここでちょっと、細かいことですが、「施設整備の修繕」というところで、ここでさんゆ〜館の名前が出てきてるんですけれども、これはゆーぷるとなるべきものではないのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 済みません、かいげつのほうで事業計画を出していただいておりますが、これはさんゆ〜館ではなしに、ゆーぷるの間違いだと思っております。失礼しました。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これはとりあえず急いでつくったのかなとか思ったりもするんですけれども、この「リスクへの対応」のところいろいろ書いてあるんですけれども、そこでは市がいろいろモニタリングを実施していくというふうになって、改善点を協議していくというのは、これはさんゆ〜館も同じような内容の、かいげつからの候補者選定に関する資料として出ていると思うんですけれども、現在、さんゆ〜館について、こういうことを実施してるのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 毎年、モニタリングという形で実施しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、ゆーぷるも同じようにそういうことをしてたと。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ゆーぷるも同じ時期にやっておりました。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その時期はいつなのかということなんですけれども。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 市長公室等からも指示がありまして、それに基づいて6月から7月ごろ実施しておりました。去年はさらに中間検査という形で、それも実施しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、そういうモニタリングのときに、そういうアクアプロの経営状況等々、本社の分も含めて点検するというようなことはされていなかったんでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 毎年、事業報告なり事業計画を出していただいて、そのチェックはこちらのほうで行っております。その中で指摘させていただく事項があれば、その都度見て、指摘はしているつもりでございます。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ゆーぷるの決算ですとか、そういったものは提出をいただいて、それで説明を受けて、必要に応じて質疑を行うというようなことをしておりますが、会社本体の部分については、そういったものを定期的に出していただいて説明を受けるというようなことについては、してございませんでした。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この、今回出しているかいげつの団体概要書というのが2ページにあって、いろいろ手広く事業が展開されておりますけれども、やはりそのゆーぷるだけでなしに、そういういろんな事業をしているグループということであれば、アクアプロと同じような形態をとってるといふふうに理解するんですけれども、そこら辺も含めて今後、見ていく必要があるのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今言われているのは、会社本体の話ですよ。そういうことも、今までは、本来はその指定管理というのは、指定管理をしている部分についてそういったことをお願いしてやってきたということなんです、こういったことがございましたので、会社本体の決算の資料についても出していただいて、必要に応じて質問もさせていただくというようにしたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今、健康福祉部長が申しましたが、法的に可能かどうかを一度調査してみて、検討委員会の中でそれを協議してみたいというふうに思います。福祉の公民分離の法則みたいなものがございまして、そこまで行けるのかどうかということも、ちょっと法的なところ、十分調べてみたいというふうに思いますので、ちょっとその分については、即時提出という部分については、ちょっと研究をさせていただきたいなと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このかいげつから出てる部分については、会社全体の営業の関係が出てますので、当然、それは指定管理する上で、これも十分精査された上で今回、提案されているものだというふうに思いますので、当然、本体についても、やはりそこは市が責任を持って見ていくというのが当然のことだというふうに理解してたわけですけれども。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 福祉分野の部分で、そうした法文があったように思います。ただ、指定管理をしていると別なのかどうかということもございまして、これは申し込みの状況の中で、その会社がどういう状況なのかという財務指標を提出していただい

ております。逐次、それをチェックできるのかどうかというところについては、弁護士さんのほうともちょっと相談をさせていただいて、可能であれば、おっしゃられるようなことをしてみたいなと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そして、ちょっと24ページに収支計画書というのが、改めて今回出されてるんですけども、それは平成24年10月にプロポーザルに出した資料と、今回、26年7月の分と、2つ列記されてるわけですけども、そこを見れば、指定管理料が先ほどの説明から言えば、市から出す分が変わるところで、あとはほぼ同じような、その絡みもあって、光熱水費もちょっと見直しがされてるわけですけども、人件費については、先ほど雇用の問題もありましたけれども、前回とほとんど変わってないということですけども、今、最低賃金も見直しがされてくる中で、やはりこの人件費というのも大幅に変わってくるのではないかと思うんですけども。これはこのままそっくり、これを収支計画で、状態でいいというふうに判断されてるのでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） この数字が変わっているのは、その指定管理料が変わるといふことと、それと電気代なんかが上がってるというのがはっきりしてますので、その部分について修正がされているということです。

あと、ほかのものにつきましても、具体的には個々を取り出しますと、多少変化はあるのかもわかりません。人件費についてもそうかも知れませんが、あくまで計画でございまして、その辺についてはこれでいいというふうに思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 計画ですけども、これを議案の附属資料として出してきたからには、これでこれを認めるような、議会としてもなってくるかと思うんですけども、やはり先ほど言ったように、最低賃金も今、上がってますし、そこら辺はやはり以前の、これを見たら焼き写しかなというふうにしか理解できないんですけども、もっと業者として誠実に雇用の面も守っていくというところで、そこら辺は変わってきて当然だというふうには思ってますけども、どうでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 最低賃金が変わったと、きのうかおとといかの新聞にも出てましたが、当然、それについては守らなければならないことですので、それは当然守っていただけるということだと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは法律的に認められておりますけれども、それは最低賃金であって、それ以上のものを今、ほとんどの業者は出してると思うんですけれども。やはり雇用を守る、やっぱり公の施設ですから地域経済をどう支えていくかというところの大きな課題もありますので、そこら辺はやはり、かいげつさんに対してもそういうところをきっちり話をすべきだというふうに思っています。

それで、今後、対応としてかいげつさんにそういう賃金の面でも上昇ということの提言をお願いしたいと思うんですけれども。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） この計画書自体、こういうふうにつくられておりますが、例えば今までゆーぷるで働いておられた方がどれだけ残って、また、新しい人が、どんな年齢の人がどんな勤務の仕方をするかという細かいところまでは、やっぱり実際にはわかりませんので、こういった形で金額になっておりますが、当然、先ほども申されましたように、最低賃金ですとか、それは守らなければならないことは、この計画書に出てるとか出てないとかでなしに守っていただかなければならないことですので、それはしていただけるものやと思っております。

○吉田良子委員 一旦、終わります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、何かリスクを伴う審議会みたいなものをやれる、そういう組織をつくるようなことを言われましたけども、私、思うんですけどね、やっぱり公のそういう公的機関が指定管理をしてやるということは、これは失敗すれば市民に大きな、議決した我々にも責任はあるわけですが、大きな責任があるわけよな。それで、迷惑をこうむるのは、取引しよったら、それは取引やからある程度リスクも、もうかることもあるし、リスクも覚悟でやってると思うんですが、今回の民事再生を適用されたといっても、これ

はもう負債の10分の1も戻らんと、ほとんど丸損になるというのは確かなことやと思うんです。

そこで、私は単純なことやと思うんですけどね、例えばかいげつさんも、これ、ゆーぶるの親会社も規模は別として、やっぱり保証人に池田さんがなってますけども、これはやっぱりオーナー企業やと思うんですよ。例えば、池田さんが、これはもう企業は一寸先は闇ですのでね、どういう、今の現状ではすごいことをやとんな、すごくいろいろ営業を伸ばして、各方面にやってるなど、ただ、それは今の状況であってね。今でもそうでしょう。例えば、これまででも供託金というような制度をとったことがあるんですか。お伺いします。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 指定管理者制度では、供託金はなかったと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 指定管理制度では法的に供託金というのとはとれないんですか。とれると思ったらとれるんですか。どうなんですか。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） ちょっと、指定管理で供託金というのは、初めてきょうお聞きしたんで、ちょっと研究してみないとわかりませんので、お答えのしようがありませんので、済みません。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで今回はそういうことで、条例に違反もしてないし、市民に迷惑をかけたらいかんというようなことで、唐突にこういうふうな形で議案として出されたわけ。それはそれとして、結局、例えば一般公募すれば、今のゆーぶるであれば、供託金を500万円やそこら出してでもやりたいやいう業者は何ぼでもおりますわ、はっきり言って。一番簡単なのは、それは保証人は何ぼしっかりしとっても、例えば500万の供託金をとっておれば、いざそういう事態になったときに市民の中で業者に迷惑かけた、また、市としてもわずかながらも、それは助かってくると思うんですよ。やっぱりそういうこともこれから考えていかなんだら。

ただ、保証人にとるとというのは、保証人がまさかのときはどないなるの。それも皆、ペケになってしまうわけなんよな。だから、やっぱりそういう、法的にそういうことも、今までに例はないかも知らんけど、私は一番手っ取り早いのは、そしてそういう供託金を出さんところは、それはもうそういうプロポーザルであろうが、そういう出す業者を選択をすればええんであってね。私は、そういうこともこれから考えていってほしいなと。そうでないと、民事再生やいうたって、恐らくこれ、市民、油屋さんとかいろいろ損害が出るところは、これは恐らく全部パーやと思いますわ。よくて10分の1、1億で1,000万戻ったらええほうですわね。

ですから、そういう供託金制度ということも、リスク委員会とか、リスクに対する対応をするのであれば、やっぱり考えてほしいなと。そうでないと、保証人やいうたって、保証人がパンクしたらもう、それで終わりやいうのはそんな、現状、今厳しいですよ。だから、手広にやっているとところが何でも大丈夫かいうたら、そんな世の中と違いますんでね。やっぱり、公的機関が責任を持ってやる以上は、ある程度のそういう二の足を踏むというか、ことも考えてほしいなと思うんですけど、その点について。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今、供託金というお話が出たんですが、ちょっと供託金については勉強不足で中身までわからないんですが、リスクの会議で、一応、保証制度でどうということが可能なのかどうかというところも、あわせてちょっと検討、研究してみたいなと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これまででもそういう保証人をとってやる、ゆーぶるも保証人をとっておったけど、これも何か、身内みたいなもので、うわさですけどね、何の役にも立たんというような状況。池田さんはそんなことはないと思いますけども、やはりオーナー社長やと思いますんでね、まさかのときは、また同じような形になると、これはもう、火を見るより明らかなんで、そういう二の足も三の足も、我々企業も、小さな企業であればそういうことを何かやるときには、それはもう、完璧なぐらいよ。それはまた弁護士さんとも相談もしていただいて、その制度をとれるかとれんかも、私もはっきりわかりませんが。単純な話、そういうことをしておけば、かなり何か余裕を持ってできるんじゃないかと思うんで、その点もう一度、御答弁お願いします。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほども申しましたが、その検討委員会で、保証制度について研究してみたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 今、リスクとか保証制度ということで、大変必要なことで、有意義な今、議論であったかなと思うんですけど、まず、今回、ゆーぷるが民事再生出してますけど、今の時点でその債務の総額というのはどれぐらいあるかわかるんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 7月2日にアクアプロが見えまして、そのときの話では1億2,000万余りと聞いております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ゆーぷるに関して、今、市内の業者とかがいろいろ債権を持ってると思うんですけども、そういう総額というのはわかるんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 市内にもそういう被害にあわれた業者の方がおられます。件数は8件なんですけど、その申立書の中身については、あくまでアクアプロのもので、その中身を詳しく公表することはできないというふうに弁護士に伺ってますので、その辺で御容赦をいただきたいと思います。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、民事再生の手続に入っているという理解なんですけども、これ自体、再生できるのかどうかというか、許可というか、確定したわけですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 7月18日に民事再生手続の開始が決定をされております。おおむね、そこから5カ月後に債権者集会が持たれて、そこで債権額の半分以上、それから、人の数の半分以上の承認を得れば、正式に計画、民事再生のための計画がスタートしていくということになると聞いております。

○印部久信委員長 健康福祉部長、これ今、半分と言うたけど、債権額の5分の3じゃなかったか、金額。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） そういうふうに弁護士からは聞いておりますが。

○印部久信委員長 半分と言うたか。5分の3じゃなかったかな。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 額と人の、両方、2分の1以上というふうに聞いております。

○印部久信委員長 5分の3と2分の1。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ちょっと、それ以上はわかりません。

○印部久信委員長 たしか、そうだったと思う。
原口委員。

○原口育大委員 そしたら、この債権の中に水道代、公的な債権もあると思うんですけど、それは、扱いはほかのものと同じなんですか。税金とか公的なものは優先的に回収できるのと違うかと思うんですけど。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 水道光熱費につきましては、保全決定中の弁済禁止になる債権から除外されているということ聞いております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、これも金額は明かせないか知らんですけど、水道代、

光熱費もかなりまたたまって、その回収の見込みはあるわけですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 回収見込みは今のところ、ございません。電気代につきましても水道代につきましても、滞納がございます。電気代については、5月に使用した分、それから6月に使用した分、それから、水道も同じですけども、5月使用分が6月請求分として請求されてるんですが、その分について、納期、最終の期限が7月21日だったんですけども、確認しましたところ、入ってないということ聞いております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 こうした、まず公的な料金とかの分があって、あと、一般の市内の取引業者の分があって、あと、回数券というものもあると思うんですけども、回数券としての債権と、そのほかの業者が持つてる債権と、これ、扱いは同じなんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 回数券につきましては、先ほどの水道光熱費と同じ扱いになったということで、保全決定の弁済禁止から除外されております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 除外されると、実際にどういうふうな違いがあるんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 資金に余裕があれば支払ってもよろしいということですが、一応、指定取り消しという形でしておりますので、実際は不可能ということになります。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、支払ってよろしいけども、保証人も能力が、今調べとらんかわかりませんが、余り取れそうにないというふうに判断して、まず諦めているような感じなんですかね。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 先ほど課長が申しました回数券のことですが、一番最初に、7月8日に申し立てをしてるわけですが、そのときに、その申し立てのときに一般的に優先債権と言われてます税と、それから賃金とかそういったものに加えて、水道光熱費とか通信の関係については、要は支払えるという、支払ってもいいというふうな扱いになっておりました。その後、7月17日ぐらいの決定だったと思いますが、そのときに、前売りの回数券についても、要は再生債権で、保全されている債権の対象外としますという扱いのあれが出ております。

したがいまして、アクアプロがそのまま営業を例えばしておれば、その回数券がそのまま使えるという扱いにはなっていたということです。ただ、指定管理を22日に取り消しをしますので、それ自体はもう使えないということになります。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 人件費というか、今、身分がどうなってるか知らんですけど、アクアプロの正社員が1人で契約社員が3人いて、あとパートさんが30人近くいると、その人らの給料というのは、今の時点ではどんなふうになっているんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） その部分については、きちんと支払われているということをお聞きしてます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 あとほかの、さんゆ〜館とかゆとりっくとかあるんですけど、三湯めぐりみたいなものがあったと思うんですけど、そういう券をこのアクアプロが売ってるとかいうものは、同じように扱えるわけですか。それはもう、どこでも使えるから問題ないと。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 指定管理ということで、業者間の一種の競争的なこともあり

ますので、25年度から販売は中止しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、ちょっと下に何かまだポスターが貼ってありましたけど、あれはもうはがしておかんと、おかしいような気がします。

回数券の債権としての市民に対して一番影響が大きいわけですが、これ、単にアクアプロだけの問題でなしに、先ほどから、何とかせないかんという意見が多いんですけど、これ、やっぱりこの施設の管理をアクアプロに任せたとするのは市の責任なので、単純に市民に対しては、市も回数券についてはかなり、ほかの債権と違って責任が大きいような印象を持つんですけど、そういう認識はどうなんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 確かに、もともとといますか、こういうことをやっているのは利用されてる方へのサービスのためにやってたことなんですけど、結果としてこういった事態になって、大変御迷惑をおかけしているというふうに思っております。

ただ、先ほどお話がありましたように、これ自体は市が直接どうこうするというのは、ほかの市内の債権者である業者さんであるとか、一般の市民の方ですとか、そういった方と比較して、市が直接どうこうすることになりますと公平性が欠けるというような扱いになるので、そういうことはすべきでないというか、それが適切でないというふうに弁護士さんにも聞いております。

そういったこともありますので、先ほど、一番最初のほうにも話がありましたように、回数券については次の指定管理者の方に、市としてはお願いをするというような形になってるということでございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 形としては、そないになってしもうたんですけど、これ、かいげつさんにとっても、市があと拭きせんと、押しつけられたという印象を持つような中身やなどいうふうに思います。

さっき、前回の公募が次点ということで、かいげつにお願いしたということのようでして、これについては条例違反ではないという答弁でして、私もそうだとは思いますが、好ましいことではないというふうに思うんです。やっぱり公募すべきだったと思いますし、同じく随契でかいげつに依頼するのであれば、自治法の中の随契を、緊急避難で随契をし

なければならない、随契ができるというふうな項目を使って、年度内、債務負担行為の発生しない範囲内で、3月末までということですが、かいつに、次点で何とか緊急避難でお願いできないかということをお願いすべきであったと、まずは、と思うんですけど、そういう努力はされてないんですか。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、あくまで随契でなしに、1年半程度前に公募した部分の繰り上げという形をとってございます。随契をする場合においても、まず、予算の確保、公募の場合も同じなんですが、予算の確保をしてからそうした作業を行いますので、先ほど、本会議だったか忘れてましたが、早くて10月という福祉部長の答弁でございましたが、なかなか10月めどに公募をかけてするというのは至難のわざやなというふうに思っております。

ですから、公募、随契ということについては、なぜその業者ということが問題に、随契ということになれば、なぜその業者にお願いするのかという形になりますので、あくまで公募をかけた次点者の繰り上げということで今回、提案させていただいております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、時間がかかるから、その間、債務負担行為を伴うような随契でなしに、緊急避難的に年度内いっぱいぐらいのことでお願いできなかったのかということなんですけど。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 先ほど、原口委員さんがおっしゃっておられたのは、自治法の中の契約の締結の中の随意契約のことを、自治法の施行令の中にある部分のことを言われておったんやと思いますが、もともとの委託から指定管理者制度に移行して、もともとは委託ですので契約と同じような扱いでしたが、指定管理者制度になりまして、中身としては契約的ではございますが、契約ではなしに、協定書というものをつくって、それでもって契約的な扱いをしているわけございまして、それが実際の契約というのとはまた異なりまして、行政処分、指定を、あなたにしてもらいますというような、そういう行政処分の扱いになるそうです。

そういうことですので、現実に協定書自体を結んでも、普通の契約でしたら収入印紙というのを貼るようになりますけれども、協定書ですので、実際の契約とはまた種類が違う

というようなことで、収入印紙も貼ったりもしません。そういうことですので、契約の締結の中の随意契約とかそういった部分については、ちょっと取り扱いが違うということになっているというふうに思っております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、時間をとにかく、3月末までつくって、その間に公募できたらという考えで申し上げたんですけども、そしたら、当初アクアプロが民事再生でしばらくやりますよと言うてきたときに、最初はそれでいいかなというふうな判断だったと思うんですが、打ち切ったと。これについては、今ずっと説明を聞いていると、未払いの分とかいろいろあって、このまま続けると、今の収入というかそういう分をかなり食われてしまうようなおそれもあると思うので、早期に打ち切ったこと自体は正解だと思います。

ただ、市直営でできなかったという部分で、先ほど来、それもいろいろハードルがあるような話はするんですけども、やっぱりそこは、前のサンライズのとときに合同会社をつかったり、市直営で検討したりしたと思うんで、そういう方法をとることが一番すっきりとした、指定管理の公募をする期間を設けるためには、その期間だけそういうふうに何とかしたほうがよかったんじゃないかなというふうに思います。そこの努力が、まだもっとできたんでないかなと。

特に、合同会社をつくるということについては、例えば、従業員の人と検討はされたんですか。してないんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 従業員の方と合同会社をつくるといった、そんな具体的な話はしておりません。ただ、何回かはゆ一ふるのほうに行きまして、店長さんとか、ほかの方もいろいろな話とか、状況ですとか、いろいろ聞いております。

委託のことにつきましては、先ほど、本会議場でも長々と申し上げましたが、方法の一つであることは事実やと思います。ただ、委託をするから、そうすぐに開始できるというものでもございませんし、それから、やはり回数券の取り扱いのことがやはりありましたので、委託というよりも、1年何カ月前の話になりますけれども、そのときに公募した次点者について、候補者に繰り上げるという選択が、市が重要視している部分を一番満たすということで、そういう判断をしたということでございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員　　ちょっとそこら辺のハードルの高さの認識とかが、僕はちょっと違うので、これ以上はなかなか話がかみ合わないんですけども、大変残念に思っております。一旦、終わります。

○印部久信委員長　　暫時休憩いたします。
再開は2時10分とします。

(休憩 午後 1時57分)

(再開 午後 2時10分)

○印部久信委員長　　それでは、よろしいですか。
再開します。
ほかに質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員　　先ほど、募集の件ですけれども、南あわじ市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中で、第2条募集で、8項で、市長が別に定める事項ということで、特に要項はつくってなくて、募集のところに明記してあるというふうな話がありましたけれども、その資料と先ほどから出てる平成24年12月のときのプロポーザルのときのいわゆる点数表を、委員長の計らいで提出を求めるように計らっていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○印部久信委員長　　今、吉田委員からその資料の提出を願い出たいということなんですが、委員の皆さん方の御意見はいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　委員の皆さん方もそのような意見ですので、委員長より、今、吉田委員から言われた資料の提出を求めます。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2時11分)

(再開 午後 2時21分)

○印部久信委員長 再開します。
吉田委員。

○吉田良子委員 今、2条の関係のことで、募集要項が出されたんですけども、普通、こうした要項とか要領とかいうのは、ちゃんとした文章で出してくるものだと私は理解してたわけですよ。前回も、保育士の処遇改善の関係で、どれだけ施設にお金を払うかとかいうのも、要項でちゃんとしたものがつくられているわけですけども、今回は、これが市長が別に定める事項として取り扱うかどうかという判断になると思うんですけども、これがそれだというふうに私は理解できないんですけども。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） いわゆる内規で、条例に定めのない部分については、内規、要項とか規定とかいろいろあると思うんです。指定管理者の評価に係る実施要領というのを、それとは別にまた、評価に係る実施要領というのをつくってます。そこでは、公募の申請者の60点以上、100点満点の60点以上については合格とします、60点未満については合格にしませんという要領を持っています。

今お手元に、最初のときに1枚ものが行ったと思うんですが、100点満点中にしますと、アクアプロについては80点、端数はありますが、80点と75点。かいげつが75点ということで、どちらも合格しとるんですが、順位をアクアプロ、2位を、次点者をかいげつと、順位をつけております。そうした順位をつけたことによって、今回、こうした民事再生の部分があって、取り消しをしたということで、急遽、そうした選定方法の繰り上げをさせていただいたということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、プロポーザルの審査会の関係の条例もあって、市にその最適者と次点というふうにするようになってます。それは、この方は1番ですよ、次の方は2番ですよということを特定するだけのものであって、それがいわゆる繰り上げとか、そういうところまで明記されていないわけでありまして。

これも見てみますと、そういうふうになってるし、今、説明の要領では、60点以上は合格ですよ、それは、それ以外はだめですよというようなことのみにとどまるとして、それが繰り上げというところまでは明記されていないと思うんですけども。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 繰り上げという明記はしておりませんが、順位をつけるという観点から、繰り上げはあるということですので、そうした御理解を賜りたいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほども収支計画書のことも言いましたけれども、平成24年12月議会で決められ、その前にプロポーザルが行われたわけですけれども、その収支計画などもほとんど変わってない中で、何か焼き写しのような計画書が今回、出て来てるというふうに思うんですけれども。そういう何か同じ焼き写しの立場の人を、公募もせずに第2番手というのは、拙速な考え方ではないのかなと思うんですけれども。

○印部久信委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、電気料金の値上げなしに、また、消費税も5%のままであれば、そっくりそのまま提示しとるわけなんです。電気料金と消費税の5%から8%に上がった3%分については指定管理料として上乗せするので、もう既にアクアプロについては、電気代120万を上乗せしてますので、そうした措置をとるので、今回、その部分について、前回と変わりはないですよということの中から、その部分を出していただいたということですので、前回出していただいた部分から大幅に変われば、また混乱をするであろうというふうに思います。

やはり、当初、平成24年の10月から11月にかけて、そうした指定管理の公募を行って決定しておるわけなんですけど、そうしたものから逸脱した収支報告書を出されると、やはり再度、公募すればいいじゃないですかとかいう話、議論が出てくるんじゃないかなと。以前行った指定管理のままで提出をいただいた、ただし、電気料と消費税のアップ分を上乗せさせていただいて、それ相当分を歳出のほうに計上していただいているということなので、そうした理解を賜りたいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 1年8カ月も経過してますから、経済状況も大きく変わってきてます。消費税のこともあって、やはり収支計画書というのは改めて出すべき話でなかったのかなというふうに思います。それとあわせて、前のこの委員会で、7月8日か9日、この件に

ついて説明がありました。そのときには何か、もう少し悠長な感じの話、切迫感がなかったような感じだったんですけれども、急転直下になったわけですが、その7月7日、8日、9日ぐらいの時点で、多分難しいだろうということも含めて、先ほどからちょっと話が出ている、直営で行く、また、今勤めている人たちの中で会社を立ち上げてやっていくという模索というのはされたんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 悠長なというか、まだそのときには、それ以降よりも切迫感がなかったのは事実やと思います。やはり、日々いろいろな、弁護士さんからの情報であるとか現場からの情報であるとか、アクアプロとのやりとりとか、そういったものを毎日のようにあるわけですので、そういった中で状況が刻々と変化してきて、対応もそれに応じた対応に変わっていったということだと思います。

その従業員の方の団体というか、会社か団体かわかりませんが、そういったところということになりますと、やはり考え方としましては、これはほとんど同じ考えやと思うんですが、きちんと公募するのが一番いいというのは、ほぼ全員がそういうふうに思ってることやと思います。ただ、公募をしてると時間がないと、時間がかかるということで、別の方法というふうになっていったわけです。

その方々の団体とか会社ということになりますと、公募をしないでその方々にすること自体が、今度できなくなるということですので、そういう選択はしなかったということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市民に一番迷惑をかけない方法をということを考えれば、7月二十何日かの時点で直営に切りかえて、その後、しばらく運営して、改めて公募するというようなことも考えられたんじゃないんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 直営と簡単に言われますけども、好きなように勝手にできるわけではありませんので、それと、ましてその7月の下旬、中旬あたりは、ゆーぷるで働いておった方というのは、まだゆーぷるの社員、正式な社員ではない方はもちろんおられますけど、要は、ゆーぷるで雇用されている方ですので、いろいろな手続を踏まずして、勝手にすぐに直営に切りかえてやっていけるかということ、これ、現実にはやってい

けませんので、いろいろなケースを想定した中で、市が一番望む形として、こういうことになったということをございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほども話が出てましたけれども、雇用の関係で、市と契約の話も出てくるし、先ほどの回数券の話も出てくるし、アクアプロが持つるゆーぷるでの備品の整理とか引き継ぎとか、もろもろ、一足飛びにはなかなか、あしたからとかいう話にはならないと思いますけれども、そういう、ある一定の期間は必要だとしても、まだ直営で行くほうが時期的にはあれだし、公募して透明性を高めて、誰になるかわかりませんが、営業してもらおうというほうが市民にとっては、目に見える形でよかったのではないかなというふうに思うんですけれども。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これも繰り返してしまいますが、直営といいますが、そうすぐに何でもできるわけではありません。もちろん、先ほど本会議場でもいろいろ申し上げましたが、いろいろやはり手続も必要です。いろいろな契約関係、いろいろなものがありますが、契約関係のこともありますし、もちろん予算もありますし、いろいろなことがありますので、すぐというわけにはやはり行きませんので、仮に直営をやるとしても、一定の期間はやはり必要になってきます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはどれぐらいを見込んでるんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） どれぐらいというのは、実際にはやってみないとわかりませんが、このたびよりも必ず早いというようなことはないと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはもう、大分研究されて、そういうふうなことになっていったんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 研究といいましても、それは実際やってみないとわかりませんので、はっきりどれだけの期間がかかるというのはわかりませんが、ただ、そのいろいろ期間がかかるという上に回数券の問題もありますので、それらを含めて考えますと、今の選択肢しかなかったということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 回数券のことなんですけれども、市が直接経営したら、回数券についてはどうなるという考えなんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 前売りで売っておるわけですけども、それにつきましては、民事再生でもうたわれておりまして、一般の債権者と同様の扱いになると顧問弁護士さんから聞いておりますので、それに対して、利用者だけ保護するというようなことは非常に難しいと判断したわけです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 すると、市がそれを生かして入ってもらおうというのは難しいという判断なんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 絶対できないかというたら、そうではないと思います。やはり適切ではないと。本来、直接、余り私も法律的な細かいことまではわかりませんが、弁護士さんから聞いてますのは、前売りの回数券というのは、あくまでアクアプロと常連客との契約であって、それが一旦、お金を先に支払って、券はもらってますけど、実際に物を買った場合で比較しますと、お金だけ前払いして商品が届いてないうちに、その会社がちょっとあかんようになってしもうたというような扱いになるそうです。そういうことからしますと適切でない、市が直接関与することは適切でないというふうな考えになるそうでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いろいろクリアしなければならない点はたくさんあると思うんですけど、やはり働いている人たちがそういう意欲、店長を含めて意欲があったのではないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 意欲というのは何の。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やってもいいという。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） それはまあ、そういう気持ちはあったかもわかりませんが、それだけでどうこうするとかいうことを決めるわけにはいきませんので、やはり全体的なことを考えて判断するということになったわけでございます。

○吉田良子委員 一旦、終わります。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 いろいろ質疑を聞かせていただいたんですが、私自身の疑問点を今から少し、お聞きしたいと思うんです。

今、市長公室長が、今回の場合は公募の繰り上げであるというふうに言われました。これも要項で拡大解釈といいますか、超法規的な解釈であろうと私は思うんですが、条例から鑑みた場合に、これを市長公室長が超法規的に条例の範囲内でおさまっているという、非常に私は苦しい解釈であるのかなというふうに思ってますので。

繰り上げならば繰り上げで、それでいいんですが、今までの質疑を聞いておきますと、市は今度の株式会社かいげつさんに対して、これは公募でなしに随契でやはりお願いに行

って、話をまとめてきておると思うんですね。例えば、1,000万円余りの回数券の有効利用を、かいげつさんが仮に指定管理を受けた場合でも、これは本来なら、民事再生法で行くならば、それは使いにくいんだけども、1年間有効に、かいげつさん自身がその負担をこうむって使っていくというようなことを、市としてこの回数券が有効に使えるようにお願いしたんでしょう、かいげつさんに。違うんですか。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） そうでございます。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 そうですね。ということは、これはもう、かいげつさんと市との随意契約であると思うんですよ。話し合いによって、この指定管理を受けてもらうのを市はお願いしとるわけですね。

私が思うのに、これ、かいげつさんに大変な迷惑をかけとると思うんですよ。とにかく指定管理を受けてもらうのに1,000万円余りの回数券を抱いてもうて、事業を受けてもらうわけですね。そういうことですね。それはまあ、確かに受けてもらうのは、それは大いに結構なんですけど、かいげつさんにとってもこれ、一般市民から見たら、市から1,000万円余りの回数券を受けてもうて、なおかつ指定管理をやってもらうというのは、どんな関係だろうかというような、かえってかいげつさんに対する不信感も市民が持つ、市もかいげつさんに対して何かあるんだろうかという不信感を持つ。双方に非常に、特にかいげつさんに迷惑のかかる指定管理のお願いであると私は思うんですがね。担当部長、どう思いますか。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 負担がかからないかといえば、それはかかるのかなというふうには思います。ただ、ちょっと前にも申し上げたかも知れませんが、例えば、回数券でそのときには、直接お金を出したりするわけではありませぬので、それを有効に受けとるといような話になるわけですけども、それでもって人がたくさん来ていただくことによって、風呂だけじゃなしに、レストランであるとかマッサージであるとか、いろいろなこともやっておるわけですから、そういったことで、その部分でお金が上がってくるということもあるかも知れませぬし、独自の集客の方法なども考えておられるかも知れませぬし、短い、たった1年間とかいような話ではこういうようなことはなかな

か難しいんだろうと思いますけれども、3年余り、3年半ぐらいですか、その期間の中では、それを含めた中でも収益に結びつけていけるだろうという判断で受けていただいたのかなというふうに思っております。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 あのね、部長、先ほど谷口副委員長からも言っていましたけどね、やっぱりそういうことになると、利用者にとってサービスの低下等がやはり不安視されると思うんですよ。それと、この25ページの収支計画書を見ておられますと、単年度の利益がどれぐらいになるかというのが出てますけどね、この収支計画書は1,000万円余りの回数券の、これは含んでおるんですか、含んでないんですか。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 収支の差額のことを言われてるんですか。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 いや、収支計画書の、この収入において、この1,000万円余りの回数券の、いわゆる負の財産を背負うてやるわけでしょう、かいげつさんは。それはこの中に入るとるんですかということです。この収支計画書に。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これは恐らく、収入の中には入ってないと思います。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 ということは、この収入の収支計画書の中から1,000万円余りを減額せんといかんわけやね、本来から言うと。そうでしょう。減額せんといかんわけですよね。そうでしょう、1,000万円余りの負の財産を引き継いできて、回数券でしょう。ですからここに、この入浴の利用料収入の中には、この部分がマイナスとして本来、入ってくるわけですわね、この計画より。そういうことになるのと違いますか。

例えば、200人のお客さんが入ってくれても、50人の方が回数券で利用したら、この200人の料金収入が上がってけえへんわけや。150人の料金収入しか上がってけえ

へんわけでしょう。ですから、この回数券部分が、収入から1,000万円余りが、この何年間か知りませんが、減額されるわけでしょう。減るわけや。例えば、100人のお客さんが入りました、しかし、その中で回数券を利用しよる人が30人おりました、ということは、70人の方のお金は入ってきますけれども、30人の人はもう既に回数券を買って使われて、なくなるとお金でしょうという意味。ですから、1,000万余りのお金がこの収支計画書の中から収入として減るわけでしょう。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 収入額からは減るようになるんやと思います。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 そういうことをかいげつさんは十分含んだ上で、この収支計画書を提出しとるわけですね。そうなりますと、この収支差額というのが減ってくるわけですね。そこを、そこまで市はかいげつさんに無理をお願いしてやとるわけや。一体、それだけの無理をようかいげつさんが、私から思ったら受けてくれたなど、実際、受けてくれたと思うわけです。これ、収支決算書見ても、年間の、まず26年度の収入は55万1,000円、27年度は414万8,000円というぐらいの収益の中で、これだけのことを受けてくれとるわけですね。そうでしょう。

私はね、これ、受けてもらうのは結構なんですけど、余りにも金額が大きいということは、世間はかいげつさんに対して、非常にかいげつさんと市との関係をどう思うかということをお心配しとるんです。これだけのことを民間企業が受けてもらうということはね、市が無理を言い過ぎとるのか、そうでしょう。

サンライズの収支決算書とか、サイクリングの収支決算書を見てましても、サンライズの収支決算書を見とったら、記憶によると、3年間、ほとんど単年度マイナス決算を出しとると思うんですよ。ゆずるは荘、サイクリングのほうは若干の黒字が出とると思うんですが、サンライズの場合は単年度で1,300万か1,400万ぐらいのマイナス決算が出とると思うんですね。さんゆ〜館はどういうふうになつとるかわかりませんがね。

そういう指定管理を受けてる会社に対して、市がこれだけの負債部分を背負わせて指定管理をお願いするというのは、非常にこのかいげつさんに対して無理難題をお願いし過ぎとるんでないかと私は思うんですが。これをかいげつさんは、快く指定管理を申請するということに同意してくれたんですか。こういう無理なことを。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 快くというのはどの程度、どういう感じでした承していただいたら快くいいのかよくわかりませんが、こちらからはこういった、条件と言ったら言い過ぎですが、こういったことを希望してるということを話をさせていただいて、かいげつさんのほうについては、わかりましたというような、そういった感じでした。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 最後に、これ、回数券は、浴場が開いた場合に、今までどおり回数券は使えますよという広告はどこでどういう形でされるわけですか。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） あくまで回数券については、その指定管理先の、要は御厚意といいますか、そういったことでされることですので、市のほうが直接どうこうというようなことは言うべきではないのかなというふうに思っております。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 ということは、指定管理をされて運営されている時点で、指定管理を受けた会社のほうが、回数券利用者に対して何らかの形で広告をするということでしょうか。

○谷口博文副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） その広告というのが、どういう形をとられるかはちょっとわかりませんが。

○印部久信委員長 知らしめるということです。

○健康福祉部長（馬部総一郎） はい。

○印部久信委員長 終わります。
ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 済みません、ちょっと印部委員長の質問で、かいげつがサンライズ、サイクリングターミナルの経営がなかなか厳しいという話がありましたけれども、さんゆ〜館の状況については、もう事業報告書なりが上がってきてるのではないかと思うんですけども、その点はどうなのでしょう。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 25年度のさんゆ〜館の収支状況ですけども、300万余り黒字ということで書類をいただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、この間の状況はどうなのでしょう。それ以前の部分については。かいげつが受け持ってから。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 以前はアクアプロでしたので、当然、アクアプロの前の資料等を見ていただいたら、その経営状況はわかると思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 見ていただいたらというても、見る機会等がないので、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 24年12月の議会で、さんゆ〜館、ゆーぷるの指定管理者を議会で議決していただいております。そのときの資料で見たいと思います。さんゆ〜館につきましては、ずっと赤字でございました。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、かいげつにかわって300万の黒字に転換したということ
 なんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 昨年の、24年度で条件提示させていただいております。そ
 れで、そのときは指定管理料につきましても1,550万が2,000万になっていますの
 で、450万アップしたのと、利用者で、会員の人ですけども、会員は約1回入るごとに
 100円いただくということで、利用料も上げておりまして、そこで収入の改善が行われ
 たということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、さんゆ〜館を利用している年会員券の人からは、その100
 円についてはちょっと不満の声がいまだに届いているわけですけども。

 働いている人のことと言えば、先日もさんゆ〜館のレストランは土日の営業ということ
 で、サンライズなんかとも、経営者は同じですから、あっち行ったりこっち行ったりとい
 うような働き方になっているようですけれども、そこら辺の実態はつかんでるんでしょ
 うか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 社員につきましては、そういうことは聞いておりますし、そ
 こでのそれぞれ施設で入れかえ等も行われたというのは知っております。しかし、臨時パ
 ートさん等につきましては、その施設での雇用になっておりまして、移動等はなかったも
 のと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 パートさんとかそういう人は、今言われたように施設の雇用ですけれ
 ども、かいげつ等に就職した人は、さんゆ〜館に行ったりサンライズに行ったり、なかな
 か交通費もままならぬような状況が続いているようですので、そこら辺もぜひ改善策を提
 示していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） その辺の詳しいことはちょっとよくわかりませんが、本来、その会社で市のほうがそういうところまで首を突っ込むのがいいのかどうかという問題もあると思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 指定管理する以上、市にかわって経営してもらってるわけですから、やはり働いている人の声を守るところで、実態調査をしながら改善すべきところは改善してもらおうということが、指定管理をする意味合いになってくるのではないのでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 雇用を守るといえるか、こちらとしたら、働いておられる方が引き続いて希望されるのであれば働いていただくというのがいいことやとは思いますが、その勤務が、どこかの施設からどこかの施設へ変わったから、それがいいとか悪いとかいうのは、そこまで市が首を突っ込めるのかどうかというのが、ちょっとよくわかりません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 公の施設ですから、本来、市が経営する、運営するというのが当たり前ですけど、こういうふうに民間にできることは民間にという法律改正の中で、こういうふうに進んでいっているわけですが、やはり地域経済を支えている働く人たちのことも守っていくというのも一つの役割だと思うので、ぜひお願いしたいということをおきます。また検討してください。ぜひ、かいげつさんが指定管理を受けるに当たってそういうことも話をしていただきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 答弁は別に、よろしいですか。
ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、それでは質疑を終結します。

これより、委員間討議を行います。

何か御意見ございますか。

原口委員。

○原口育大委員　今回の一連の執行部の手続につきましては、いろいろお聞きしてると本当に大変な苦渋の決断であったのかなというふうには理解します。それで仕方ないなどと思うんですけども、私はもう少し直営なり何かの方法で、職員の雇用を守りながら回数券を使えるようにして、閉館期間をできるだけ短くするという事は、確かに今回のやり方よりは大変だとは思いますが、何とか頑張ってほしかったなという思いがありますので、ちょっと51号について、賛同するということまではちょっといかないというふうに申し上げておきます。

○印部久信委員長　ほかに。

阿部委員。

○阿部計一委員　これは委員間討議というより要望しておきたいんですけども、結局、我々も長いこと議員をやっとつても、やっぱり指定管理の要項、指定管理はそういう公募にするということが条例やと思うてますわね。ですから、そういうことが今回、それは条例違反でない、いや、条例違反やと、委員間でも、それは条例違反ではないんだろうけども、やっぱり公募にするということで、やはり南あわじ市にも、それぞれ厳しい中でも一生懸命税金を納めながらやっている立派な企業もあるわけよな。ですから、やはり今後、公募にして、形はどうであれ、一般から公募して。

私ははっきり言うて、こういう指定管理、私がもし議員でなかったら、もろ手を挙げて参加してやりたいと、これはおいしい企業やと私は思いますよ。これはほんま、元入れせんと、それだけの仕事をさせてくれるのやからね。大きな管理体制、管理については市がやってくれる、50万以下は自分でやるというような中で、やっぱり南あわじ市にも立派な企業があるんですからね。

今後、やはり二度とこんなことのないように、やっぱり誰が聞いても、公平・公正な、今回は公正でないとは言いませんけども、やはりこれだけ議論が行きかうということは、やはりかなり無理があったんではないかなと私も思いますんで。今後、やっぱりこういうことを肝に銘じていただいて、やっぱり南あわじ市のそういう業者も、立派な業者がおられるんで、公平に公募してやっていただくということを切に、これはまあ、要望して終わりたいと思います。もう答弁は結構です。

○印部久信委員長　ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員　　私も、基本的にはこういう公の施設は、ここに書いてあるように条例に沿って公募するということが基本だと思ってます。繰り上げというのは、答弁を聞いてもなかなか厳しいというか、胸にすっきりと落ちないような話でありましたので、やはり透明性を高めるためにも公募すべきものだったというふうに思っております。

○印部久信委員長　　ほかに。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　私はもう、こういう議員の中で、議員の皆さんに御理解していただきたいのは、ほんまにこういう施設利用をしよるのは、私は自負しとるのやけど、私が一番利用しよると思う。そんな中で言われておるのは、要はチケットをとにかく使わせてくれと。それと、従業員をあれしてくれと。それと、サービスの低下はやめてくれと、それだけ谷口さんお願いしますよということで、それだけは執行部の答弁、守っていただけるようなので、私はもうこれで結構やと思います。

○印部久信委員長　　ほかに。
川上委員。

○川上 命委員　　委員間討議やさかい、我々はどっち、賛成なら賛成して、これはお互いに自分がええと思うてしよるのやさかいな。皆、それぞれいいように言いよるけど、これ、賛成に回ったって、何も悪いことはないのやから。十分、判断しよるのやから。賛成に回ったら悪いような言い方しよるけど、そういう言い方はちょっといかんな、やっぱり。やっぱりお互いに権利を持つとるのやさかいの。それだけです。

○印部久信委員長　　よろしいですか。
ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　これで委員間討議を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（ゆーぷる）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 それでよろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は御苦労さんでした。

（閉会 午後 3時00分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 8月 1日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 印 部 久 信